

仕様書（定期健康診断 尿検査）

1 業務内容

学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づく、広島市立学校及び幼稚園において行う定期健康診断に係る尿検査業務

2 検査対象者

広島市立学校及び幼稚園に在籍する幼児児童生徒

3 実施予定者数

別紙「検査対象区域別実施予定者数表（尿検査）」のとおり。

4 実施期間

検査は、契約締結の日から原則同年6月末までの間に実施すること。ただし、この期間内に検査を受けることができなかつた者等がいる場合には、7月1日以降においても検査を依頼することがある。

5 実施日程の決定

- (1) 各学校・園の検査の実施日程は、発注者が別途交付する「尿検査 希望日一覧表」に基づき、受注者が各学校・園と調整のうえ、決定すること。なお、検査日に検体を提出できなかつた者がいる場合には、一次検査・二次検査のそれぞれについて、当初決定した実施日程以外の予備日1日ずつを各学校・園と調整のうえ決定し、検体の回収・分析を行うこと。ただし、広島みらい創生高等学校（通信制）については、一次検査の予備日を1日、二次検査の予備日を2日とすること。
- (2) 実施日程の決定にあたっては、なるべく各学校・園の希望を踏まえること。
- (3) 各学校・園の実施日程が決定したときは、速やかに発注者に実施日程の一覧表を提出すること。

6 実施方法等（別紙「尿検査の実施フロー」参照）

(1) 実施にあたって

ア 業務の実施にあたっては、定期健康診断が学校教育活動の一環であり、本件業務が幼児児童生徒の健康に資する業務であることを十分認識し、適正に履行すること。また、各検査の判定に当たっては、全例、自動尿分析装置により行うこと。

イ 業務の実施にあたり、尿検査を行う臨床検査技師又は衛生検査技師の氏名及び経験年数等並びに使用する自動尿分析装置の仕様について、発注者の定める報告書により報告すること。

(2) 尿検査の実施方法

- 一次検査及び二次検査を行うこと。
- 一次検査・二次検査で蛋白・糖いずれかが「3+」以上の幼児児童生徒がいた場合は、学校長・園長に対し、該当者への緊急受診の連絡を速やかに（土日祝日を除いて概ね2日以内）行うこと。
- ※ 一次検査で緊急受診の該当者がいた場合、まず、緊急受診をすすめる。
緊急受診をしていない者は、従来通りの二次検査を受ける。

ア 一次検査

(ア) 検査項目

- a 幼児…蛋白・潜血
- b 小学校・中学校・高等学校の児童生徒…蛋白・糖・潜血

（特別支援学校の小学部・中学部・高等部及び中等教育学校の前期課程・後期課程を含む。）

(イ) 検査方法 早朝尿を試験紙法で行うこと。

(ウ) 採取量 5ml～10ml

(エ) 判断基準 蛋白・糖・潜血のいずれかが「±」以上の者を陽性とする。

※蛋白・糖のいずれかが「3+」以上の場合は、緊急受診の該当者とし、
受診者全員の結果通知作成を待たず、学校長・園長に緊急受診の連絡及び
結果を送付する。

イ 二次検査

(ア) 対象者 一次検査で陽性と判定された者（ただし、一次検査で緊急受診の該当者となり、
医療機関で精密検査を受診した者は除く。）

(イ) 検査項目 一次検査と同様とする。

ただし、一次検査・二次検査のいずれかで尿蛋白が陽性（「±」以上）の者は、
尿蛋白／クレアチニン比についても検査を行うこと。

(ウ) 検査方法

- a 蛋白・糖・潜血

早朝尿を試験紙法で行うこと。

ただし、予備日等を利用して早朝尿が採取できなかった場合は新鮮尿を採取し、学校
において検体にその旨を記載するので、受注者は、該当の検体が新鮮尿であった旨を報
告書に記載し、他の早朝尿の検体と区別できるようにすること。

- b 尿蛋白／クレアチニン比

定量法（※半定量ではない）

尿蛋白定量の測定法はピロガロールレッド法、クレアチニンの測定法は酵素法とし、

尿蛋白・クレアチニンの比を小数点以下2桁まで明記すること。

c 沈渣鏡検

二次検査の結果、蛋白・糖・潜血のいずれかが「±」以上の者は、沈渣を行う。

毎分1,500回転で5分間遠心沈殿し、その沈殿物を顕微鏡拡大(100倍)で全視野での鏡検後、400倍で最低10視野を鏡検する。

(e) 採取量 5ml~10ml

(f) 判断基準

a 糖…「1+」以上を尿糖陽性とする。

b 潜血…「1+」以上又は沈渣により赤血球数が400倍にて各視野で5個以上あった場合は潜血陽性とする。

c 尿蛋白/クレアチニン比…「0.20g/gCr」以上を蛋白陽性とする。

d 沈渣結果…赤血球数は、400倍にて各視野で5個以上を異常(潜血陽性)とする。

白血球数は、400倍にて各視野で5個以上を異常とする。

円柱はいずれの種類(硝子円柱は除く)にせよ、全視野で発見された場合、すべてを異常とする。

※蛋白・糖のいずれかが「3+」以上の場合は、緊急受診の該当者とし、受検者全員の結果通知作成を待たずに学校長・園長に緊急受診の連絡と結果を送付する。

ウ 検体の回収等

各学校・園が幼児児童生徒から集めた検体について、以下の時間帯を目安として回収すること。
なお変質を防止するため、検体回収後は冷蔵保存し、回収から4時間以内に分析すること。

(ア) 一次検査…9:00~10:30

(イ) 二次検査…9:00~10:30

ただし、二葉中学校(夜間学級)、観音中学校(夜間学級)、広島みらい創生高等学校(定時制・通信制)については、午後に登校し検体を提出する生徒がいることから、学校が希望する時間帯に回収すること。

エ 容器等の配布

(ア) 検査の実施にあたっては、検査に必要な以下の容器等を準備し、検査人数に予備分を含めた数の容器等を検査日の10日前までに各学校・園に配布すること。

a ポリエチレン製の採尿容器

b 採尿コップ(尿検査専用の容器とし、衛生資材として取扱いに注意し、ナイロン袋等で包装すること。)

c 尿提出用袋(学校名、学年・組、氏名等の記入欄を設け、一次検査用と二次検査用で、区別し易くすること。)

d 保護者あて説明文（尿検査の目的、採尿方法等を記載すること。）

※ 上記以外の物を配布する場合は、受注者は、あらかじめ発注者と協議すること。

(イ) 一次検査用の容器等を配布する場合は、小学校にあつては35個ごと、中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校・幼稚園にあつては40個ごとに小分けしたものを配布すること。（検査人数が35人又は40人未満の場合は、検査人数分をまとめて配布すること。）

(ウ) 二次検査用の尿提出用袋には、あらかじめ氏名等を記載するか、氏名等を記載したシールを貼り付けておくこと。

(3) 各学校・園との連携等

ア 検査の実施にあたっては、検査日時・検査対象人数・検査の準備事項等について各学校・園と十分連携を図り、円滑な尿検査の実施に努めるとともに、検査及び結果に関する問い合わせ等については、受注者が責任を持って対応すること。

イ 障害を持つ検査対象者がいる場合は、円滑な検査が実施できるよう、特に配慮すること。

7 緊急受診の連絡と結果通知

一次または二次検査結果について、蛋白・糖のいずれかが「3+」以上の異常所見が認められ緊急受診の該当者がいた場合、学校長・園長に速やかに（土日祝日を除いて概ね2日以内）、該当者への緊急受診の連絡と結果を送付すること。なお結果通知は保護者宛とする。

8 結果通知等

以下の結果通知を一次検査及び二次検査のそれぞれについて、検体回収後10日以内に各学校・園に発送すること。

(1) 一次検査結果について異常所見が認められ、二次検査が必要と判定した者（陽性者）の結果通知

(2) 二次検査結果について、発注者の定める基準に基づいた結果通知

（二次検査を受けた者すべてに通知すること。）

※上記(1)(2)ともに、保護者宛とする。

(3) 検査を実施した者全員の結果を記載した一覧

9 精度管理

(1) 受注者は、正確な検査を行うため、検査施設及び検査機器の点検整備を定期的に行うこと。また、外部精度管理調査への参加等の実施により、検査技術の向上に努めること。

(2) 発注者が求めた場合は、精度管理の実施状況について報告すること。

(3) 発注者が精度管理を行う場合があり、その結果によっては契約解除等の措置を取る場合がある。

10 実施報告書等

(1) 実施報告書

ア 受注者は、二次検査終了後速やかに、発注者の定める実施報告書を2部作成し、各学校長・園長に送付すること。

イ 実施報告書は、実施報告書を各学校長・園長へ送付した日を検査終了年月日とすること。

(2) 実施人数一覧表

受注者は、各学校・園ごとの実施人数及び実施日を記載した実施人数一覧表を、令和8年4月から8月までの実施分を9月に、9月から11月までの実施分を12月に、12月から令和9年2月までの実施分を同年3月に発注者に提出すること。

(3) 各種集計表

受注者は、令和8年6月末までに終了した検査に係る以下の項目について、発注者の定める様式(エクセルファイル)により集計表を作成し、電子媒体にて、同年8月末までに発注者に提出すること。

ア 一次検査受検率

イ 一次検査陽性率・有所見内訳

ウ 一次検査結果集計

エ 二次検査受検率

オ 二次検査陽性率・有所見内訳

カ 二次検査結果集計

キ 二次検査受診者の総合判定

ク 個人別総合結果集計

11 その他

上記に記載のない事項については、発注者・受注者の協議により決定する。

尿検査の実施フロー



